

2016.11.25（仮）生物多様性藤沢戦略策定検討委員会

**●藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 抜粋**

(みどり保全審議会)

第 37 条 緑の保全及び緑化の推進に関する施策について必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として藤沢市みどり保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 緑の基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 緑の実施計画に関すること。
- (3) 緑の保全地域に関すること。
- (4) 保存樹木等の指定並びにその解除及び変更に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緑の保全、創出及び普及に関する事項

3 審議会の委員は、8 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、市長が委嘱する。

- (1) 市民 4 人
- (2) 学識経験のある者 4 人

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**●藤沢市みどり保全審議会規則 抜粋**

(臨時委員の任期)

第 3 条 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了するまでの間とする。

(部会)

第 7 条 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員で構成する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員又は臨時委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。